

戸籍証明書などの 広域交付が開始されます

須恵町ホームページ



戸籍法の一部を改正する法律の施行により、**3月1日(金)から戸籍証明書などの広域交付**が開始されます。また、本籍地以外で婚姻届などの戸籍届出時に提出していた戸籍証明書などが**原則不要**になります。

戸籍の広域交付とは

本籍地の市区町村へ請求していた戸籍証明書や除籍証明書が、本籍地以外の最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求できるようになります。

❗ ご注意ください

- 一部事項証明書、個人事項証明書(戸籍抄本)は請求できません。
- 広域交付で戸籍証明書を請求できる人は、本人、配偶者、父母や祖父母(直系尊属)、子や孫(直系卑属)です。
- 市区町村の窓口で上記の人が顔写真付きの公的な本人確認書類(運転免許証など)をご提示ください。**代理人や郵送では広域交付での請求はできません。**
- 身分証明書や独身証明書は、本籍地の市区町村へご請求ください。
- 証明書の交付には時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

戸籍届出時の戸籍証明書などの提出が原則不要になります

本籍地以外で戸籍届出をする際、戸籍証明書などの提出が原則不要になります。

❗ ご注意ください

- 戸籍届出の時期によっては戸籍証明書などの提出が必要になる場合があります。詳しくは住民課 住民係までご相談ください。
- 住民票の写しなどに旧姓を記載する手続き、日本人が海外から転入する際の転入手続きなどは、これまでと同様に戸籍証明書などが必要です。

詳しい内容はこちら
(法務省ホームページ)



☎ 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

印鑑登録の再登録手数料が一部改定になります



これまで、須恵町で印鑑登録されている登録印鑑の改印もしくは印鑑登録証の汚損・毀損による再交付の際は、印鑑登録証の返還がある場合、無料で手続きを行なっていました。しかし、須恵町手数料条例などの改正により、**3月1日(金)から**印鑑登録証の返還がある場合についても300円の手数料がかかります。

町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

登録印鑑の改印手続き、印鑑登録証の再交付手続きの手数料

登録印鑑の改印・印鑑登録証の再交付	手数料	
	これまで	3月1日(金)から
印鑑登録証の返還がある場合	無料	300円
印鑑登録証の返還がない場合	500円(変更なし)	

☎ 住民課 住民係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線111)

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



健康診査を受診されましたか?



受診は3月31日(日)まで!

後期高齢者医療の被保険者を対象に、生活習慣病の重症化やフレイルの予防などを目的とした健康診査を実施しています。

▶ 受診方法

- **個別検診** 実施医療機関にあらかじめ電話で相談してください。
- **集団検診** (3月18日(月)追加実施)
2月5日(月)~21日(水)までに電話(☎ 0120-951-317)で予約してください。

▶ 受診時に持っていくもの

● 受診票

令和5年4月末現在の被保険者には4月下旬から5月上旬に、令和5年5月以降に75歳になる人には誕生月の10日ごろに送付しています。受診票をお持ちでない人は再発行しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。受診票の再発行には1週間ほどかかりますので、お早めにご連絡ください。

なお、今年度75歳になる人は、75歳の誕生日以降に受診をお願いします。

- **被保険者証(またはマイナンバーカード※)**
- **自己負担金 500円**

※被保険者証の代わりにマイナンバーカードを利用するためには、マイナポータルなどで利用申し込みが必要です。また、利用できるのはオンライン資格確認を導入している健診実施医療機関に限ります。



マイナポータル

☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

受付時間 8時30分~17時30分(土日祝日を除く)

〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-7 (福岡県自治会館 5階)

☎ 651-3111 FAX 651-3901



ホームページ

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

確定申告に使用できる医療費通知を送付します



国民健康保険に加入している人

令和5年11・12月診療分の医療費通知(医療費のお知らせ)を2月下旬ごろに発送する予定です。

後期高齢者医療保険に加入している人

令和5年8月~11月診療分の医療費通知を2月中旬ごろに発送する予定です。

※令和5年12月診療分の通知は確定申告期間までに届きません。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、医療機関の領収書に基づき内容を追加してください。

※通知作成日時時点で亡くなっている人には発送されません。役場1階 住民課窓口での再発行手続きにより、相続人代表者に発行ができます。申請から再発行分の発送まで約3週間を要します。

※紛失などの事由により、再発行を希望する場合は、役場1階 住民課窓口で再発行の手続きができます。申請から再発行分の発送まで約3週間を要します。

❗ ご注意ください

※医療機関からの情報受け渡しの時期により、通知に記載されていないことがあります。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、医療機関の領収書に基づき内容を追加してください。

※通知が届く前に確定申告をする際は、医療機関の領収書を確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)